

令和6年第2回尾張北部環境組合議会
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和6年7月17日（水曜日） 午後2時00分から午後3時13分まで

議題

- 1 埋蔵文化財試掘結果の報告について
- 2 出入路整備について
- 3 道路用地取得について
- 4 地域振興策について
- 5 起工式について
- 6 令和6年度組合議会行政視察候補地の選定について

その他事項

出席議員（11名）

第1番	岡 覚 君	第2番	小川 清美 君
第3番	光清 毅 君	第4番	堀 元 君
第5番	尾関 昭 君	第6番	岡地 清仁 君
第8番	江幡満世志 君	第9番	宮川 基英 君
第10番	佐藤智恵子 君	第11番	大河原光雄 君
第12番	市橋 英男 君		

欠席議員（1名）

第7番 齊木 一三 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書 記 長 仙田 裁也 君 書 記 養和 峻 君

説明のため出席した者の職・氏名

管 理 者	澤田 和延 君	副 管 理 者	原 欣伸 君
副 管 理 者	鈴木 雅博 君	副 管 理 者	鯖瀬 武 君
犬山市経済環境部長	新原 達也 君	犬山市環境課長	高橋 正直 君

江南市経済環境部長	平野 勝庸 君	江南市環境課長	相京 政樹 君
大口町まちづくり部長	佐橋 竜午 君	大口町環境対策室長	松永 淳一 君
扶桑町生活安全部長	長谷川明夫 君	扶桑町環境課長	池田 聡 君
事務局 長	石坂 育己 君	総務課 副主幹	小川 誠二 君
総務課 主査	神谷 建寛 君	総務課 主査	倉知 嗣人 君

(午後2時00分 開会)

○議長（小川清美君） それでは、ただいまから令和6年第2回尾張北部環境組合議会全員協議会を開会いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第にありますとおり、議題6件でございます。

議員各位におかれましては、慎重なる御協議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。以降は、着座にて進行させていただきます。

まず、最初に大口町の齊木一三議員は体調不良につき、欠席との連絡を受けておりますので御報告を申し上げます。

それでは、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、こんにちは。管理者を務めております江南市長の澤田和延でございます。

本日は大変御多用の中、全員協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

日頃より環境行政に対しまして、御尽力を賜っておりますこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

新ごみ処理施設につきましては、昨年度より建設に着手しており、準備工事として建設地の樹木の伐採を行ったところでございます。今年度も予定どおり6月から土地造成工事を行っており、11月に予定をしております起工式の後は、土木建築工事に着手してまいります。

また、建設敷地外の付帯工事につきましても並行して実施してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、本日の議題でございますけれども、先ほど議長からお話がありましたように6件となっております。いずれも重要な案件でございますので、慎重なる御協議をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単でありますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

本日の議題に入る前に、1点御報告をさせていただきます。

市町議会の5月臨時会におきまして、組合議員の選出をいただいております。

御紹介をいたしたいと思っております。

江南市の尾関昭議員。

○5番（尾関 昭君） 江南市議会選出の尾関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川清美君） 扶桑町の大河原光雄議員。

○11番（大河原光雄君） 扶桑町の大河原です。よろしくお願ひします。

○議長（小川清美君） 同じく扶桑町の市橋英男議員。

○12番（市橋英男君） 扶桑町の市橋でございます。よろしくお願ひします。

○議長（小川清美君） 以上、お三方の方々でございます。よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

それでは、お手元に配付いたしました次第の順序に従ひまして、議事を進めてまいります。

◎議題 1. 埋蔵文化財試掘結果の報告について

○議長（小川清美君） 議題 1. 埋蔵文化財試掘結果の報告についてを事務局に説明を求めます。事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議題 1. 埋蔵文化財試掘結果の報告について御説明いたしますので、資料 1 を御覧ください。

ごみ処理施設建設地における埋蔵文化財に関する試掘調査の結果が、令和 6 年 3 月 1 日付で江南市教育委員会より報告がありましたので、その内容について御説明をいたします。

まず、建設地の試掘調査に至る経緯についてでございますが、国土交通省木曾川上流河川事務所により、防災拠点の整備が予定されております建設地の東側隣接地につきましては、中般若北浦遺跡として周知の埋蔵文化財包蔵地でありまして、昨年度から国交省により埋蔵文化財の発掘調査が進められております。この中般若北浦遺跡包蔵地に隣接するごみ処理施設建設地においても、未知の埋蔵文化財包蔵地の可能性があるとのことから、昨年度、江南市教育委員会により試掘調査が行われました。

試掘調査結果につきましては、少量の土器の欠片等は確認されたものの、遺物の出土は非常に稀薄であり、確実な遺構も確認されなかったとのことございまして、試掘調査範囲では、遺物包含層や遺構等の確認はされませんでしたという報告を受けております。

また、今後の取扱いにつきましては、埋蔵文化財に関わる文化財保護法上の手続は不要ということございまして、発掘調査の必要はなくなりましたので、発掘調査を実施する場合に予定しておりました 7 月補正による予算措置は行いませんので、併せて御報告をいたします。

説明は以上でございます。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

以上で、事務局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いをいたします。

御意見はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

意見もないようでございますので、事務局には説明のあったとおりに進めていただくこととし、課題1を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

それでは、これもちまして議題1を終結いたします。

◎議題2. 出入路整備についてについて

○議長（小川清美君） 続きまして、議題2. 出入路整備についてを事務局に説明を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議題2. 出入路整備について御説明いたしますので、資料2を御覧ください。

まず、事業目的でございますが、新ごみ処理施設への出入路となる県道浅井犬山線は、周辺地域住民より、本施設を利用する収集業者等の車両の増加による道路環境の変化を懸念されており、対策を確実に行うよう強く要望されておりますことから、県道浅井犬山線に右折帯を設置するものでございます。

次に、事業計画でございますが、出入路整備事業の詳細設計を令和5年度の繰越にて実施しておりましたが、関係機関となる河川管理者・道路管理者・公安委員会との協議が整いましたので、令和6年度より工事を進めてまいりたいと考えております。

出入路整備に要する全体事業費としては1億8,800万円、事業期間は令和6年度から令和9年度を予定しております。

なお、工事箇所が河川区域内となるため、木曾川の非出水期となる10月から5月までの限られた期間で工事を行わなければなりませんので、工事を3期に分けて実施してまいります。

まず、その1工事につきましては事業費4,900万円、工事期間は令和6年10月から令和7年3月を予定しております。

工事内容は、施設出入口及び出入口より西側区間の整備として、河川堤防を盛土・拡幅し、歩道・車道部の舗装を施工いたします。

また、令和6年度はその1工事と並行し、ごみ処理施設側の出入口を整備し、令和7年度以降の建築工事・プラント工事の工事用車両の搬出入路として使用する計画でございます。

工事範囲は1ページ下段の工事計画図で、赤色で示した箇所となります。

次に、その2工事につきましては事業費7,300万円、工事期間は令和7年10月から令和8年5月を予定しております。

工事内容は、施設出入口より東側区間の整備として大型ブロック擁壁の設置を行い、歩道・車道部の舗装を施工します。

工事範囲は工事計画図で、青色で示した箇所となります。

次に、その3工事につきましては、事業費は6,600万円、工事期間は令和8年10月から令和9年5月を予定しております。

工事内容は、施設出入口より東側区間の整備として河川堤防の盛土・拡幅、歩道舗装、出入路全区間の車道舗装の打替、防護柵など道路付属物の設置を行います。

工事範囲は工事計画図で、緑色で示した箇所となります。

2ページを御覧ください。

出入路整備の竣工イメージ図でございます。

資料の左下に着色の凡例がございますので、御参照ください。

それでは、改めまして工事概要について、御説明します。

全体の工事延長は、約200mで、新たに右折帯を整備いたしますので、河川区域内において県道の幅員を北側へおおむね3m拡幅いたします。

整備区間における北側歩道、車道、右折レーンの幅員はともに3mで、道路管理者・公安委員会との協議により、右折レーンの滞留長は30mとし、注意喚起を目的とした青色のカラー塗装を施工します。出入路西側にはゼブラ帯への誤進入防止のため、反射する樹脂製の誘導錐を設置いたします。

また、河川管理者との協議により、堤防の整備においては、県道端部からはのり面構造とするよう指導されておりますが、施設東側の防災拠点側につきましては、県道との高低差から堤防のり面の一部が防災拠点の敷地に入ることになります。資料のほうを御覧いただきますと、青色の実線で示しました北側の河川区域界から緑色で示した堤防のり面の一部がはみ出ている箇所が、それに当たります。こちらの箇所につきましては、既に防災拠点の事業用地として取得済みでございますので、木曾川上流河川事務所の了承を得ております。

しかしながら、施設出入口の東側隣接地につきましては、県道沿いに防災拠点の事業用地として未取得の民有地があり、のり面構造での施工が困難なことから、当該区間に限り、大型ブロック積擁壁での施工を認めていただいているところでございます。

なお、その1工事につきましては、7月補正予算にて工事費を上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は、以上でございます。

○議長（小川清美君） 以上で、事務局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

御意見等はございませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小川清美君) 意見もないようでございますので、事務局には説明のあったとおりに進めていただくこととし、課題を終結してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) ありがとうございます。

では、これもちまして議題2を終結いたします。

◎議題3. 道路用地取得について

○議長(小川清美君) 続きまして、議題3. 道路用地取得についてを事務局に説明を求めます。石坂事務局長。

○事務局長(石坂育己君) それでは、議題3. 道路用地取得について御説明いたしますので、資料3を御覧ください。

まず、資料の青色で示した部分でございますが、こちらは既に事業用地として取得済の土地でございます。筆数は86筆、面積は2万6,913.22㎡で、全体計画面積に対する取得率は89.9%となっております。

今回取得を予定しておりますのは、赤色で示した箇所でございます。令和3年3月の江南市議会において市道認定が廃止された道路でございます。四角で囲った数字は地番でございます。

取得する用地は合計で9筆、地積は実測面積の合計で1,157.99㎡でございます。取得後の事業地面積の合計は2万8,071.21㎡、取得率は93.7%となります。

次に、道路用地の評価額につきましては、今年度実施いたしました土地鑑定評価によるものでございまして、評価地目の標準画地価格に道路用地比準の20%を乗じたものでございまして、道路用地の購入費は、合計で366万1,543円でございます。

用地購入費につきましては、7月補正にて上程させていただきたいと考えておりまして、予算をお認めいただけましたら、江南市と土地売買契約の手続きを進めてまいりたいと考えております。

なお、本件につきましては、尾張北部環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得についての議決が必要となりますことから、10月議会へ議案を提出する予定でございますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。

○議長(小川清美君) 以上で、事務局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いします。

(挙手する者あり)

○議長(小川清美君) 岡議員。

○1番(岡 覚君) 今の説明の中で赤色という説明がありまして、図面の中の旧道路用地については赤というふうに見られるんですけども、その説明の中のR6取得はオレンジに見えて、これは同一の色というふうに判断していいのでしょうか。

○議長(小川清美君) 事務局長。

○事務局長(石坂育己君) 大変申し訳ございません。同じ色という判断でよろしく願いいたします。

○議長(小川清美君) 岡議員。

○1番(岡 覚君) 分かりました。それから未取得の9筆は、この何も字番号のない白地だというふうに理解いたしますが、これについて私が議員になってからは、まだどうしていくというような説明はされていないものですから、これについては建設のところから避けて設計をし、そのような方向で進んでいるのか。それとも引き続き、取得を目指していくのか。この辺についても方向性をお願いいたします。

○議長(小川清美君) 答弁を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長(石坂育己君) 今御質問ございました白抜き場所は未取得用地でございます。現在開発を進めておりますエリアからは外れておりますが、このエリア全体都市計画決定しておりますので、用地につきましては今後も取得していく方向というのは変わらないということで、よろしく願いいたします。

○議長(小川清美君) ありがとうございます。他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(挙手する者なし)

○議長(小川清美君) 意見もないようでございますので、事務局には説明のあったとおり進めていただくこととし、課題3を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議題3を終結いたします。

◎議題4. 地域振興策について

○議長(小川清美君) 続きまして、議題4. 地域振興策についてを事務局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議題4. 地域振興策について御説明いたしますので、資料4を御覧ください。

まず、1. 草井区及び江南市との地域振興策に関する協定の締結についてでございます。

地域振興策に関する協定が未締結でございました草井区と6月18日付で協定を締結いたしましたので、御報告させていただきます。

3ページ、4ページには協定書の写しを添付しております。

また、5ページには参考といたしまして、令和5年2月13日開催の全員協議会でお示いたしました各区の地域振興策の内訳についての資料も添付しておりますので、後ほど御参照いただきますようお願いを申し上げます。

なお、草井区及び江南市と協定を締結いたしましたので、地域振興事業に係る負担金2億4,232万円につきましては、7月補正にて債務負担行為の設定をお願いしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、2. 小淵区の地区倉庫隣地の買い上げ、敷地の拡張事業についてでございます。

6ページの地域振興事業費一覧を御覧ください。

小淵区が令和7年度に予定しておりました③地区倉庫隣地買い上げ、敷地の拡張でございますが、令和6年度に測量や農地転用、開発許可申請など事業の一部を前倒して実施したいとの申出がございました。

理由につきましては、①地区倉庫の建て替え及び隣接する火の見櫓の撤去及び③地区倉庫隣地の買い上げ、敷地の拡張につきましては一体の事業であり、これらの事業を令和8年度までに完了させるためとのことございまして、組合といたしましては小淵区の申出を受けたいと考えております。

なお、今回の事業に要する費用といたしましては、75万円ほどであることを確認しておりますが、小淵区が今年度実施しておりますほかの事業において請負差額が生じており、小淵区の地域振興事業費負担金の予算枠内での対応が可能でございますので、本件の事業実施に伴う補正予算の措置は行いませんので、併せて御報告させていただきます。

説明は、以上でございます。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

以上で、事務局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（小川清美君） 岡議員。

○1番（岡 覚君） この地域振興策についての、この基準的な金額を決める際の妥当性については、どのような検討をされたのか。例えば、既にこの地域での一部事務組合の、その愛北一部組合で持っております岩倉にあるし尿処理施設。それから犬山の北部聖苑。この時の事例との比較とか、そういう資料は用意して検討されたのかどうか。あるいは他の基準を持っていて、この程度の地域振興策が妥当ではないかという、そうした基準をもって、それぞれの地域と折衝したのか。何も基準なしに、こういうふうに出てきたというふうには思えないものですから、どういう基準をもって、このそれぞれの地元と折衝をし、交渉し、計画に至ったのか。この件について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小川清美君） 答弁を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 基準と言いますか、地域振興事業の総額については全国で同様な、こういったごみ処理施設に伴う地域振興策を講じているような事例を参考に、ある程度その建設費の何%とか、そういったものを参考に建設費の幾らまでだったら、この地域振興事業にかけられるんだということを検討したものです。

各地区の割り振りにつきましては、建設地からのその距離での換算という形で各地区へのその分配と言いますか。そういったことで決定した金額です。

（挙手する者あり）

○議長（小川清美君） 岡議員。

○1番（岡 覚君） 今の説明で、概略は私も理解できることでありますけれども、そうした参考にしたことについて、一応こうしたことを参考にしながら全国的な事例や、その今の施設との距離を含めたということを含めて、参考資料という形で考え方という形で、こういうことで交渉し、合意したというような参考資料を提出していただくというわけにいきませんか。

○議長（小川清美君） 答弁を求めます。

暫時休憩といたします。

（午後2時36分 休憩）

○議長（小川清美君） 会議を再開いたします。

（午後2時37分 再開）

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 失礼いたしました。過去に恐らく、こういった全員協議会の場等で御説明してきた資料等があると思いますので、ちょっとその辺も確認させていただいて、次回

の全員協議会の中で、その内容について再度説明させていただくということによろしいでしょうか。

○議長（小川清美君） 次回の全員協議会を出していただけるということによろしいでしょうか。

○1番（岡 寛君） はい。

○議長（小川清美君） じゃあ、そうさせていただきます。

他に御意見等はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（小川清美君） 堀議員。

○4番（堀 元君） 地元振興策についてということで、各地区への金額がここに書いてあります。地元協力金として中般若地区に一年間に100万、それから草井区に対して50万かな。と同時に小淵で100万。それから総額で30年間の試算で中般若地区に300万、3,000万かな。小淵区にもこの金額が中般若と同じように載っているわけですが、いわゆる隣接の中般若地区、草井地区が、隣接の草井地区がこの50万に対して地元協力金が、小淵区が100万円もらっていますね。これはどういう理由で小淵が100万円になっているか。お聞きしたいと同時に、小淵は隣接じゃないんですわね、小淵は。このごみ処理場の中心から小淵までは約600m離れています。隣接してないんですよ。中般若地区は隣接ですよ。草井区、隣接ですよ。ところが隣接でない小淵地区に対して、これだけの金額を払うということは、これはもうおかしいですよ。ましてや、このごみ処理場を造る時に最後まで大反対をしてみえたのが、この小淵地区です。最後まで。南山名、山那等、全部賛成したにもかかわらず、一番扶桑町で近くの小淵地区が最後まで大反対しています。ところが、こういう金額が書いてあることは、まさにごね得としか思えんというふうに私は認識しますが、この点いかがですか。

○議長（小川清美君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（石坂育己君） まず、中般若地区が100万というのは建設地。地元だということで、もともと50万の協力金からプラス50万に上乘せしたという経緯がございます。小淵につきましては、私が承知している範囲ですと、建設地の東側に大きく隣接しているからと。そういう理由であるというふうに承知しております。

○4番（堀 元君） 隣接してないの、だって。どうして、どこが隣接しとるの。

○事務局長（石坂育己君） 隣接はしていると思うんですけども。

○4番（堀 元君） 小淵地区はごみ処理場のあの地域。いわゆる用地と隣接はしていません。地図、一遍見てみ。見てくださいよ。

○議長（小川清美君） 暫時休憩いたします。

(午後 2 時 41 分 休憩)

○議長（小川清美君） それでは、会議を再開いたします。

(午後 2 時 51 分 再開)

○議長（小川清美君） 澤田管理者より一言お話がということでございますので、よろしくお願
いします。

○管理者（澤田和延君） 新しい焼却場を中般若町北浦地区に造っていくということが決まった
段階で、ここに隣接、まだその当時は 3 分割という話の前に、扶桑町のほうから山那 3 郷も一
緒に地元ということで扱ってほしいというようなことがございました。その後においても、当
然これは江南市外ではありますけれども隣接地ということで、この扶桑町の 3 地域について認
めていったというようなことが平成 26、7 年の段階であったと思います。その後において、防
災拠点というものが表われたり、形としてはこの 3 分割したもんですから、その真ん中のとこ
でするので隣接ではなくなったのかもしれませんが、中般若町北浦という意味合いでもつ
て隣接するというような取扱いをしたというふうに思っております。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

過去の全協で、こういった話があったということでございます。

ということで、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

堀議員。

○4 番（堀 元君） はい、結構です。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

他に質疑等はございませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小川清美君） ないようでございますので、これをもちましてというよりも、今説明が
あったとおりで進めさせていただくことにしまして、議題 4 を終結したいと思います、
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議題 4 を終結いたします。

◎議題 5. 起工式について

○議長（小川清美君） 続きまして、議題 5. 起工式についてを事務局に説明を求めたいと思ひ

ます。

事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議題5. 起工式について御説明いたしますので、資料5を御覧ください。

まず、1. 式典概要でございますが、式典名は、ごみ処理施設建設工事 起工式。

日時は、令和6年11月26日火曜日で、10時30分から12時頃までを予定しております。受付は9時45分からでございます。

場所は、江南市中般若町北浦地内ごみ処理施設建設工事建設地で行います。

施主は、尾張北部環境組合。

施工者は、三菱・佐藤・昭和・松岡特定建設工事共同企業体。

設計・施工監理は、株式会社エックス都市研究所でございます。

斎主は、地元中般若町の白山社の宮司をお願いいたします。

当日の服装は、平服をお願いいたします。

司会のほうは、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社により行います。

次に、2. 参列予定者でございますが、来賓側といたしまして国会議員、県議会議員、組合議員、公害防止準備委員会委員、そして組合のほうから管理者、副管理者などの参列を予定しております。

また、主催側でございますが、三菱・佐藤・昭和・松岡特定建設工事共同企業体及びその協力企業、株式会社エックス都市研究所の参列を予定しております。

次に、3. 会場計画図でございますが、2ページをお願いいたします。

式典会場は、ごみ処理施設の建物が建設される場所に設けます。また、式典会場に隣接して来賓駐車場を40台分確保いたします。式典会場までの動線は、建設地東側の防災拠点の出入口をお借りし、式典会場まで車で乗入れができるよう、敷鉄板により通路を確保いたします。3ページには、赤線で囲んだエリアを拡大したものを添付しておりますので御確認ください。

なお、当日雨天の場合でも式典は実施する予定ではございますが、気象状況により、中止とする場合も想定をしております。中止の場合につきましては、後日事業者側のみで神事を執り行う予定でございます。

また、式典参列予定者への御案内状につきましては、9月初旬頃お渡ししたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○議長（小川清美君） 以上で、事務局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(挙手する者なし)

○議長(小川清美君) 意見もないようでございますので、事務局には説明のあったとおり進めていただくこととし、課題5を終結してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) ありがとうございます。

それでは、これもちまして議題5を終結いたします。

◎議題6. 令和6年度組合議会行政視察候補地の選定について

○議長(小川清美君) 続きまして、議題6. 令和6年度組合議会行政視察候補地の選定についてを事務局に説明を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長(石坂育己君) それでは、議題6. 令和6年度組合議会行政視察候補地の選定について御説明いたしますので、資料6をお願いいたします。

議会行政視察につきましては、組合設立時の申合せ事項として、日帰りと宿泊の行程を1年毎に交互で実施するとされておりまして、令和5年度の視察が1泊2日の行程で実施いたしましたので、令和6年度の視察は日帰りの行程となります。

実施日につきましては、令和7年1月21日火曜日を予定しております。

出席者につきましては、組合議員12人、管理者、副管理者4人、識見監査委員1人、構成市町担当部長4人、組合職員3人の合計24人を予定しております。

視察先につきましては、新ごみ処理施設から発生する灰の資源化を行う3つの協力企業のうち、昨年度視察いたしました茨城県鹿島市の中央電気工業を除くほかの2つの企業を候補地として選定いたしました。

視察候補地案でございます。

1つ目の案は、三重県伊賀市、三重中央開発が運営する三重リサイクルセンターでございます。こちらの施設は、中央電気工業とは異なる処理方式で灰の資源化を行っている企業でございます。

2つ目の案は、名古屋市港区、中部リサイクル株式会社でございます。こちらの施設は、中央電気工業と同じ処理方式で資源化を行っている企業でございますが、県内で灰の資源化を委託する唯一の企業でございます。

2ページ、3ページには、参考といたしまして、事務局にて作成いたしました行程表(案)を添付しておりますが、実際の行程につきましては、10月の定例会にて行政視察地が決定された後、旅行会社等との打合せにより詳細を決めてまいりますので、よろしくお願いをいたしま

す。

それでは、まず、2ページを御覧ください。候補地案1でございます。

移動手段はバスとなります。江南市役所を8時45分に出発し、視察先となります三重県伊賀市にある三重リサイクルセンターを1時間半ほど視察する行程でございます。視察先から江南市役所への到着は17時頃となる予定でございます。

なお、昼食場所は伊賀市内を考えておりますが、昼食代につきましては実費徴収となりますので、よろしく願いをいたします。

次に、3ページを御覧ください。候補地案2でございます。

こちらのほうも移動手段はバスでございます。江南市役所を13時に出発し、視察先となる名古屋市港区にあります中部リサイクル株式会社を1時間半ほど視察する行程でございます。視察先から江南市役所への到着は17時ごろになる予定でございます。

なお、午後からの出発でございますので、昼食は済ませて御参加いただきますようお願いいたします。

恐れ入ります。資料1ページにお戻りください。

行政視察地決定までの流れでございますが、この案件は、組合議会・会議規則第99条議員の派遣の規定によりまして、議員提出議案として、議会の議決が必要となります。

本日の全員協議会での御意見を踏まえ、今後予定しております10月22日の議員代表者会議で、視察候補地を1つに絞っていただきまして、10月30日の組合議会定例会におきまして、議員派遣の件についての議決をお願いし、視察地を決定していく流れになります。

また、行政視察後になりますが、報告書の作成を参加議員をお願いしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

なお、視察先等につきまして、何か御意見がございましたら、8月9日までに事務局のほうまで御連絡をいただきますよう、お願いをいたします。

説明は、以上でございます。

○議長（小川清美君） 以上で、事務局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いをいたします。

御意見等はございますか。

（挙手する者なし）

○議長（小川清美君） 意見もないようでございますが、今後資料等、御確認される中で御意見等がございましたら、先ほども事務局からお話がありましたように8月9日までに事務局へ御連絡をいただくということとし、課題6を終結したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議題6を終結いたします。

◎その他事項

○議長（小川清美君） 続きまして、その他事項ですが、事務局からは報告等はないと伺っております。

最後になって大変恐縮でございますが、議員の皆様から何かございましたらお願いしたいと思っております。何かあれば御発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（小川清美君） 御発言もないようでございます。

それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了しました。

議員の皆様には、終始熱心に御協議いただきましてありがとうございました。

事務局におかれましては、議員各位からの御意見をよく尊重していただき、一層の御尽力をお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

最後に、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○管理者（澤田和延君） 本日は、長時間にわたりまして熱心に御協議をいただきまして誠にありがとうございました。

議員の皆様方から頂戴いたしました貴重な意見等につきましては、今後の新ごみ処理施設の整備、運営について生かしてまいりたいと考えております。この先も様々な課題が生じてくるかもしれません。今後ともしっかりと議員の皆様方と御協議を重ねながら、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（小川清美君） ありがとうございました。

これをもちまして令和6年第2回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

（午後3時04分 閉会）